



No.394

10月6日

1部200円 年間2200円(行共)

郵便振替 00980-3-100681

草の根たより

発行 日本消費者連盟関西グループ

大阪府柏原市旭ヶ丘3-13-5 筒井カ

〒582-0026 TEL 072-977-7620

も雇い止めは人格権侵害	1-5	気になる化学物質等最近情報	9
く日常生活からも再処理工場の放射能検出	6-7	新米ハレペーのポリポリ日誌④	10
じ主な厚労情報	8	あれこれ	11-12
		セルフメーション	12

雇い止めは人格権侵害

豊中市「すてっぷ」初代館長三井マリ子さん、逆転勝利

◎「みなさん！勝ちました！！」

大阪府豊中市が、男女平等つぶしのバックラッシュ勢力に屈して、『すてっぷ』（豊中市男女共同参画センター）初代館長の三井マリ子さんを切り捨てた事件。訴えた三井さんに、大阪地裁では不当な判決を出しましたが、今年3月30日、大阪高裁は人格権侵害を認め、三井さんの逆転勝利となりました。

その勝利を報告する集会が5月22日、豊中市で開かれました。三井さんは、開口一番、「皆さん勝ちました！！ありがとうございます！」と高らかに声を張り上げました。そして、提訴した理由を3つに要約して説明しました。

「一審判決の後、司法とはこんなものかと思ひまして、二審は期待薄だったのが正直なところです。30日の判決は夢のようでした。裁判長は判決をいうとすぐ帰っちゃうんで、よく分からなかったんですが、立ち上がった時に、隣に座っていた弁護士が『勝った・・・』と低くつぶやいたんです。で、わたしも『勝ったんですね』と。その後はすぐ傍聴席からワーツと歓声が上がって、弁護団の方たちも抱き合っていました。感無量でした。

私がやめさせられたのはおかしいよ、と訴えた相手は、私を雇用した豊中市と財団（とよなか男女共同参画推進財団）の理事長です。その財団は豊中市の外郭団体で、皆さん

の税金を 50 億円以上出し、人権文化部から出向している職員が、事務局のトップにいるんです。ですから物事の決定は豊中市抜きには考えられない。その後ろに議員の人たちがいました（北川議員は TV 番組で、人間にはオスとメスがあって、メスは家事・育児をし家庭を守るのが務め、などと発言）。役者としましては、財団、市役所、市議会の数人、その人たちは右翼といわれるのを大変嫌っていらっしゃるようですが、極端な右派に属する議員の方々がいまして、そういう役者の中で起きたということで、大変難しい裁判だったと思います。しかし真正面から受けていただいた弁護団のお力で、勝つことができました。

なぜ私が裁判をしたのか。闘わねばならないと思った理由は、3つの怒りです。その1番目は、私は館長という名前でしたが、裁判になってから非常勤館長といわれて、ああそうだったのかと、非正規の職員は使い捨てということに対する猛烈な怒りです。働く女性の多くに、この問題は共感を持ってもらえると思います。

2点目は、男女平等を嫌悪する勢力（バックラッシュ）に対する怒りです。日本全国に組織された団体があって、この団体は男女平等を毛嫌いし、生まれたときから女は女の役目をしてもらわなくちゃいけないという、進歩に対する逆流的な動きで暗躍している人たちで、それに対する怒りです。

3つ目は、行政の嘘・偽りに対しての怒りです。最初は私も分からなかったんですが、なんかおかしいおかしい、被害者意識なのかなあと思っていたのが、裁判を起こしてからはっきりしてきました。行政の嘘、自分たちの立場を守るためには、情報を操作するだけではなくて、隠ぺいし、隠ぺいするだけではなくて嘘までつく、そのことへの怒りでした。この3つで私は裁判を起こしたんです。」

◎ 同じ証拠なのに、裁判官によってこうも違った解釈になるのか。

続いて宮地光子弁護士が、控訴審判決の意義について話しました。一審判決と対して、画期的な特徴を表にした資料から、抜粋しました。（一部表現を変えてあります。）

	一審判決	控訴審判決
① 一部勢力の動き	*バックラッシュの意図が鮮明な出来事について認定を避ける	*バックラッシュを認定。例) ●北川議員がジェンダーフリーの廃棄せよと迫ったこと。●北川議員が日本会議傘下の団体の集会で「すてっぷ」がジェンダーフリーの拠点となっていると述べたこと。●控訴人（三井さん）と事務局長が、北川議員や「男女共同参画社会を考える豊中市民の会」の女性3名から大声や机を叩くなどして糾弾を受けたこと。
② 密約の存在について	財団事務局職員体制の整備のために組織変更を行うこ	平成 14 年ころから、市や市議会の内外で、控訴人の行動に反対の勢力による組織的な攻撃が行われており、その方法は、 <u>直接に反抗することのできない被控訴人（市職員など）</u>

	<p>とになり、これに伴い、非常勤館長職が廃止となるため、雇い止めとなったことが認められ、「すてっぷ」に対し反対する勢力に屈したことや、条例制定と引き換えに館長職から排除するとの密約があったなどとは認められない。</p>	<p>らに畏怖感を与えるような行動に出たり、嫌がらせを行ったり、虚偽に満ちた情報を流布して市民を不安に陥れたりするなど、陰湿かつ執拗であったところ、市議会において与党会派に属し、市町や市議会に対しても横暴な行動をもって一定の影響力を有する北川議員を中心にした活動があったことや、平成15年3月に予定されていた推進条例が上程そのものを阻止されて成立をみなかったことから、市等は同年9月の次期市議会では、市の面目をかけてその制定を図らねばならないとの思惑により、上記勢力を宥める必要に迫られていたことはある程度推測されるところである。結局のところ、男女共同参画推進の象徴的存在であり、その政策の遂行に顕著な成果を挙げていた控訴人を財団から排除するのと引き換えに条例の議決を容認するとの合意を、北川議員らの勢力と交わすに至っていたものとの疑いは完全に消し去ることはできない。少なくとも、部長が後任館長候補者と接触して内諾を得たのは、あつてはならないところを一部勢力の動きに屈しむしろ積極的に動いた具体的行動であったといえる。</p>
<p>③情報の秘匿について</p>	<p>山本事務局長が原告に対して、後任候補者関係の情報を秘匿した真意については、不明といわざるを得ないが、この情報の秘匿が、後日、原告の被告らに対する不信感を募らせる最大の原因となったことは否めない。もっとも、豊中市や財団において、館長職を雇い止めとなる予定の原告に、後任人事</p>	<p>●当時一部勢力による控訴人への攻撃活動が繰り返されていた中で、控訴人が館長として継続して就任していただけるかどうかは、重大な関心事であったのは当然であり、上記攻撃活動が被控訴人ら関係者に対してされている中ではなおさら、被控訴人ら関係者から、館長職のあり方や候補者いかにについてその都度説明を受けてしかるべき立場にあったといふべきである。職域内のローテーションで配置された職員や従業員とは異なり、特定の職に就くものとして応募採用され、就任後は、専門的知見や経験、知名度そして内外の人脈を生かして幅広く質の高い初代の館長職をこなしてきた控訴人として、「すてっぷ」の組織の在り方、次期館長候補者（自己を含む）について情報を得て、協議に積極的に加わり自らの意見を伝えることは、現館長職にある立場にあつてみれば当然にあるべき職務内容として与えられるべきであるか取るべき態様ないし行動であつて、これをないがしろにし、さらには控訴人の意向を曲解して行動する被控訴人ら担当者の動きがあつた場合には、控訴人の人格権を侵害するも</p>

	<p>についての意見を聞かなければならないという義務があるとまではいえず、公認候補者関係の情報を秘匿したこと自体をもって、違法ということはできず、少なくとも、本件組織変更の必要性を否定する事情とはいえない。</p>	<p>のといわなければならない。</p> <p>●財団の事務局長及び豊中市人権文化部長が、事務職にある立場あるいは中立的であるべき公務員の立場を超え、控訴人に説明のないままに常勤館長職体制への移行に向けて動き、控訴人の考えとは異なる事実を新館長に伝えて候補者となることを承諾させたのであるが、これらの動きは、控訴人を次期館長職には就かせないとの明確な意図をもってのものであったとしか評価せざるを得ないことにも鑑みると、これらの動きにおける者たちの行為は、現館長の地位にある控訴人の人格を侮辱したものであるべきであって、控訴人の人格的利益を侵害するものとして、不法行為を構成するものというべきである。</p>
--	---	---

宮地弁護士は、同じ証拠なのに、裁判官によってこうも違った解釈になるのか、と一審判決と控訴審判決を比べて話しました。“バックラッシュ攻撃”について、一審判決では認定を避けましたが、①にあるように、具体的な事例を挙げて控訴審判決では明確に認定しています。これら具体事例はもちろん一審で証拠として出されているのです。そして、②の下線部分のバックラッシュ勢力の攻撃を認定している箇所が、控訴審判決で最もすばらしいところであり、②の後半下線部分が、控訴人側が正に言いたかったところであり、③の下線部分には、裁判長の怒りが表れていると最大限の評価をしました。

しかし控訴審判決には問題点もあります。その一つは、雇い止め自体の違法性は認めなかったこと。「すてっぷ館長としての雇用期限を定めたからといって、これを違法ということはできない。雇用期間経過後の更新についても解雇の法理は適用されない」とされている。その二つ目は、採用拒否自体の違法性を認めなかったこと。判決では「市の事務担当責任者に過ぎない人権文化部長が、次期候補者に当たったのに反し、控訴人には当たらず、財団理事長にさえ説明しなかった。部長は控訴人が候補者とはならない前提で次期候補者と接触し、候補者となるよう勧誘して就任内諾を取り付けた。結果控訴人は選任されなかったが、その選考過程に違法とすべき点はない。そもそも部長自身が選考委員に就任したこと自体、公正さを疑わしめる。」とまでいいながら、採用事態は選考委員会によって決定されていて、「結果的に（それまでの不明瞭な動きを）浄化したものと評価するのもやむを得ない。」とされています。

そして三つ目は、慰謝料・弁護士費用が低額であること。慰謝料は100万円、弁護士費用は50万円と認容されました。民事裁判は賠償金額を定めて訴えるものですが、控訴側は1200万円を求めていました。提訴以来6年間、三井さんがこの間被った精神的

苦痛、経済的損失を補えるものでは決してありません。また 25 人の弁護団、実働 8 人の弁護士たちの費用を賄えるものでもありません。

◎最高裁では、どうなるのか？

豊中市と財団は、最高裁へ上告しました。今後どうなるのかという参加者の質問に答えて宮地弁護士は次のように説明しました。

「この事件でもし最高裁で、口頭弁論を開くと言ってくれば、原判決が取り消される時なんです。よくないときです。この事件の一番望むストーリーは、最高裁で何も開かれなくて、三くだり半で上告理由にあたらぬ、申し立てを棄却する、という文書を向こう側に送ってくれるというのが、最大のいいストーリーなんです。最高裁では、控訴審からの記録、市・財団から出されている上告受理申し立て書を最高裁の調査官が審理します。つまり書面審理をやるわけです。だからある意味密室の中で結論が決まってしまうということなんです。では、いま最高裁に何をすればいいかということ、上告理由にあたらぬ、原判決は正当である、早期に決定を出してくれと、上告受理申し立て書を棄却してくれという要請行動をすることです。それと同時に市・財団に対しては、不当な恥ずかしい申し立ては取り下げよと言っていくことです。そういうことをやっていただくことによって、多くの人に勝ったよと宣伝していただくことにもなります。」

◎三井さんの、そして働く女性たちの尊厳が守られた

三井さんが、行政を相手に裁判をし、一番では敗訴したものの、控訴審では見事な逆転勝利。しかも、働く女性の人権をしっかりと認め、バックラッシュ勢力の行動を“陰湿かつ執拗”と断罪し、行政側がそれら勢力に屈したことまでも認めた判決です。この判決をできるだけ多くの人に伝えてほしいと、三井さんはいいます。

「今日もこうやって来ていただいて、今このことを誰かに報告する、メール等々で、ご自身の考えで、伝えることが市民の最大の力だと思います。私の裁判で出した証拠書類は 231 に上ります。その中の約 60 は、一般市民の皆さんが書いた陳述書です。その中には本当に苦勞して書かれた、出したら差しさわりがあるんじゃないかと思いがながら、考え考えながら、でもこの裁判のために歯を食いしばって書いて出してくださった方もいます。その一人一人の市民の声を裁判長がよーく読んでくれて、判決に反映してくれたということが、すごいと思っています。市民の力を信じて、最高裁もやっていきたいと思っています。ありがとうございました。」

提訴から 5 年半、三井さんを糾弾した北川議員は、その後の選挙で落選、右翼団体の男性は別の暴力事件で逮捕、三井さんの雇い止めを隠ぺいした事務局長は現在豊中市の部長職にいるという。そんな流れの中で、三井さんはひとりで（市民や弁護士たちの支援を受けながら）闘ってこられたんだなあ、と感じいました。(Y)